

前回（第 6 回）策定委員会でお示した素案から、修正を行った主な箇所

No.	計画案 (資料 1) の該当頁	項目	修正内容
1	p.1~2	第 1 章 1 計画策定の背景と趣旨	当初第 4 章に記載していた「地域共生社会の概念」についての文章も織り込んで記載
2	p.28	第 2 章 4 介護保険サービス別 費用額の国との比較	本市の介護保険サービスの利用の特徴を図示できるように、グラフを追加
3	p.73	第 2 章 6 意見交換会のまとめ	事業所職員との意見交換会について、全体のまとめページを追加
4	p.104~ 105	第 4 章 4 1) (2) 小学校区別の現状	生活機能の低下、老研式活動能力指標について、詳しい注釈を追加 (パブリックコメント意見 No.4)
5	p.107~ 108	第 4 章 4 3) 地域包括支援センター の運営について	当初「3 か所目の地域包括支援センターの設置について」としていた見出しを変更し、第 7 期中の方針と検討事項について、より細かく記載
6	p.109~ 114	第 4 章 5 重点課題	当初「重点施策」としていたものを変更し、「自助・互助・公助・共助」の関係性から課題をまとめ直して記載
7	p.122	第 5 章 2 まちづくり協議会の 設立支援	長久手市みんなで作るまち条例（案）をもとに、記載内容を修正 (パブリックコメント意見 No.33)
8	p.151	第 6 章 3 認知症対応型通所介護	事業所の聞き取りから、利用見込みをゼロに変更
9	p.159	第 6 章 4 介護老人保健施設	前回策定委員会でのご意見から、利用見込みを増加
10	p.166~ 167	第 6 章 5 保険料	第 1 号被保険者の保険料額と所得段階を具体的に記載
11	p.168~ 169	第 7 章 計画の推進	計画の推進体制、進行管理を記載

## No. 7 「まちづくり協議会の設立支援」の項目について

計画案（資料1）122 ページ

第5章 施策の展開・基本目標2・2) つながり、支え合いの仕組みづくり

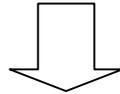
パブリックコメントで頂いた意見（資料3：意見番号33参照）により、記載を変更する。

パブリックコメント時の記載

### まちづくり協議会の設立支援

- 小学校区単位で地域の課題を地域一体となって解決するため、自治会のほか、地域に根ざしたこども会やシニアクラブ、企業、NPO、各種活動団体などをネットワーク化した組織である「まちづくり協議会」の設立に向けて支援します。

修正案



### まちづくり協議会の設立支援

- 概ね小学校区単位で、地域活動団体（自治会、こども会、シニアクラブなど）、市民活動団体、その他の団体及び個人が連携し、対話しながらその地域の固有の課題解決に向けて取り組む組織である「まちづくり協議会」の設立に向けて支援します。

(参考)

長久手市みんなで作るまち条例(案)

第12条 市は、概ね小学校区単位の地域で、市民自身が暮らす当該地域のことを考え、主体的に実行できるよう、地域の市民と協議しながら、その仕組みをつくるよう努めます。

2 市民は、概ね小学校区単位の地域で、地域活動団体、市民活動団体その他の団体及び個人が連携し、対話しながら当該地域固有の課題解決に向けて取り組む組織(以下「まちづくり組織」といいます。)を設置することができます。

3 まちづくり組織は、市民に開かれたものとし、地域のあるべき将来像をつくり、その実現のため継続的かつ計画的にまちづくりに取り組むよう努めます。

4 市民は、課題を共有し、協働して解決していくため、まちづくり組織が行う活動への参加を通して、積極的にまちづくりに取り組むよう努めます。

#### 【解説】

##### ～第1項～

少子高齢化、人口減少時代に向けて、今求められるまちづくりの姿は、「自分たちのまちのことを、自分たちで考え、実践する」市民の主体的な行動によるまちづくりです。そのために、自治会をはじめとする地域の各種団体及び個人が連携する新たな仕組みの必要性が高まっています。そこで、市は、地域と協議しながら、概ね小学校区単位でその仕組みづくりを進めていくことを基本姿勢としていることを示しています。

##### ～第2項～

第1項にある「仕組み」を進める組織が、概ね小学校区ごとに設置を目指すまちづくり組織です。まちづくり組織は、団体、個人に関わらず、対等な立場で皆が集まり、地域の課題について話し合い、連携を深め、解決に向けた取組を行います。

なお、まちづくり組織は、地域の自発的な意思に基づき設置されるものであり、ここでは、「設置できる」と定めています。

現在、西小学校区で、「まちづくり協議会」が設置されているほか、北及び市が洞小学校区でも、市民と市がともに、設置に向けた取組を進めています。

##### ～第3項～

まちづくり組織は、市民の意思・意見をもとに地域の将来像と計画をつくり、それに基づき継続的なまちづくりを進めるよう努めます。どういった事業にどれだけお金を使うか等といった事業計画、予算等についても、地域で話し合い、主体的に決めていくこととなります。

##### ～第4項～

市民自身が暮らす小学校区を、自分たちでよりよい地域にするため、多様な市民がまちづくり組織に参加し、つながり、地域特性や実情に合わせたまちづくりを進めることを目指します。